

み笑ひ、あな笑止我夢ばかりもさる覺えなし、人違ひして後悔せそとありければ、忠兵衛進み出で、いかに陳すとも逆も叶はぬ所なり、卑怯のことはないひそ。是まで汝が爲に命を失ひ、財を奪はれしもの幾件ぞや、さる積悪の餘殃、子兒八左衛門に報ひ来て、家が爲に命をおとせりとは知らであるべし。年老て子を失ひ獨夫となれば、世に樂みもあるまじきに、如じ心よく忠三郎に討れ、孝子の志を果させば、其善根により少しは罪もすらひて、未來の苦艱も輕かるべきにと云へりければ、丑太これを聞くよりも齒を切み怒をなしつ。やよ何とか云ふ汝家兒八右衛門を殺せりとや、いでく其恨みを報ゆべし。と佩びたる朴力を抜きはなち、忠兵衛目がけ切つてかゝれば、心得たりと拔合せ、火花を散らし切結べば、忠三郎諸共に討つてかゝるを、丑太こ

れを事ともせず、二人を相手に戦ひしが、這方は六十にあまる老の身なれば、何とてよく勝つことを得べき、漸々に氣力衰へ、終に忠三郎が打つ太刀を受損じ、肩の尖りをしたゝかに斬付けられ、ひるむ處を忠兵衛がたゝきつけて打つ太刀に、淺手深手を數多所負しかば、さすがの丑太もたまりかね、尻居にどうと倒るゝ處を、忠三郎得たりやあふと刀ふりあげ、斬らんとするを丑太聲かけ、はやまりぬ暫ばし待ちて給はれ、云ふべきことのありそとあるに、忠三郎其手を止め、今に及びて何ごとをか云ふ、丑太苦しき息を衝き、懺悔には幾許の罪も亡ぶといへば、死ぬる今端に我身の悪行を聞こゆべきに、敵ながらもこの一件を諾ひ給はれと、懷より杜鵑の香爐を出して云へりけるは、われももとは當國にて武士の數にも入りし身なりしかど、酒色を好み終

に主の勘氣を蒙り、浪々の身となり、便るべき方なく、従弟なるもの
天王寺の樂人、進の何某といふものなりしを、頼まばやと妻を供して
彼所に行かんと、帯解寺の前に來りつるに、其頃妻孕りてありしが猛
に産の氣つきて、雙生兒を産りしに妻は驚きて其儘歿命ぬ。生めりし
子を看りに、二人とも男子なりしかば、如何もして養育たくはあれど、
妻には後れ浪々のたつきなき身に、二人の子を養はんはいと心苦しく、
一人をば其所に捨置き、せめてはと一人を懐にして、進の何某がもと
に至り頼み聞えしに、彼人憐みてかくまひおけるに、性質の癖は止がた
く、進が妻は容貌よき女なればそれに懸想し、心さまのほどを聞えけ
れど、女の志氣たゞしく露肯はざれば、若し夫に告げやすると悪心發
り、殺害せばやと思ひつれど、爾せば我身刑に逢はんことをおそれ、

密に夫婦を毒害し、其家にある金銀を奪ひ、さあらぬさままで其所を立
去り、筑紫の方に纒の知音あればこれを便り、彼所にあること十年あ
まりなり。その内に一子をば、大内家に給仕させぬ。然るに浪々のう
ちの生營なきさま、に、終に綠林の群に入りぬ。その後故郷大和に來り、
桃尾山に幽棲み、盜人の棟梁とはなれり。然るに人の噂するを聞くに、
前に捨てたりし子は帯解寺の住侶の情によりて健やかに生立ち、終に
彼寺の住職せしが、是も我に似たりけん、女犯のことにつき寺を走り
しと聞きたるなり。今は如何になりつるやらん、さて此香爐は爾々の
ことにて奪ひ得たりと、蕭七を害せることよりして、貞輔の亡靈に出
會ひいたく苦しみつることを詳に語り聞え、かゝる名譽の寶なれば、
然るべき御寺に納め、某が後世を弔ひ給はれ。と慇懃に頼み聞こゆれ



ば、人々は丑太が懺悔に、八右衛門と寂巖が出身を知り、且つ其善心になるを不便におもひ、忠兵衛すゝみより、梅川古の花たりしとき、寂巖これに思をかけ、佛を餌にし欺き奪はんとせしかど、事ならずして寺を走りたることよりして、秋しく山にて出會ひ、終に死したることをつまびらかに語りしに、丑太は深手に氣もくれ、心も消えて絶入りぬべう見えしが、我子の體たらくを聞き頻りに涙を流し、思ひきや親といひ子といひ、おん身たちに殺さるべしとは、これみな我悪因によりて斯くなると思へば、是自業自滅なり。さらに人を恨むべきにあらずと、云ふ聲さへも細やぎて、終にはかなくなりたれば、忠三郎も忠兵衛も猛き心の少しくたゆみし折から、處女をつれたる男の、木蔭より顯れ出づるに、人々驚くなかにも忠兵衛、これを見るに我家店、彦六が園

女を俱したるにありしかば、いと不審呆れて言葉なし。彦六涙ながらに、忠兵衛にむかひ、おんみ義によりて斯くならせ給ふとは知りつれど、この故をもて、妙閑は所の長がもとに囚はれとなりぬ。と言出でて、道芝が病死、園女が貞節の志氣あるにより、こゝに誘引來つる本末をおちもなく物語れば、忠兵衛はこれを聞き慚愧しつゝ、そぞろに涙さしぐませ、とかふの回應なかりけり。忠三郎は母が死を聞き、忽ち聲を放つて嘆きたりける。梅川は此光景を看るに、みなおのれよりおこると思へば、只願身の上を悔ひ恨み、涙に袂を濡せり。彦六再び聞えけるは、園女主おん身に環會ひ給んと、帯解の地藏尊に祈りをかけ給ひ、今日七日に満つる日なれば、經など讀み思ひの外に隙どり、今歸り給はんと此地方に來り給へるに、人々の白刃を絞ゆるを看、過ちあ

りてはと、木蔭に潛居て窺ふに、おん身と忠三郎どのにて、一人の男を討留めんとし給ふなれば、出て力を助けまゐらせんと思ふうち、敵は切伏せられそれが懺悔するを聞くに、進の何某といひしは、園女主の實の父親におはすなり。又其香爐は進の家の重寶にて、世に知られたる名器なるを、園女主、蕭七がもとにおはすとき、俱に彼家に来りしを、蕭七奈良に預け置けるよしなりしが、さては這回東山殿名器を集め給ふとありしを聞き、奈良より取りて歸るを奪はれしならん、なにもまれその旅人の屍を看てしらん。とその所邊を探すに、とある叢の裡より血にまみれたる髑髏を探し出したり。月影にすかし看れば、まがふかたなき蕭七なれば、園女は驚きまどひ、そぞろ涙にくれつるが、やをら言出でけるは嗚呼あじきな世中や、父母といひ養育せら

れし叔父までも、丑太が爲に非命の死をなし給ふこと、おもへば無念の次第かな、女子のいはれざること、人々の思ひ給はんは心苦しけれど、重るあだを間の邊り看ながら、何とてたゞに過ぎなんや、願はくは一太刀は恨まし給へとかきどくに、忠兵衛も忠三郎も、これに心を勵まされ、實に道理なりと一の太刀をば忠三郎、二の太刀をば園女、三の太刀をば忠兵衛と定め、丑太が屍を三段となし、其首をもて、貞輔、進夫婦、蕭七等が靈を祭り各袖をば霑しけり。其時忠兵衛、彼香爐をもて、園女に返し與へて言へりけるは、おん身我がいたづらなる心を恨み給はでなかくに、女の道を盡し給ふ心ばへの程憐に感入りて候なり。豫て知り給ふごとく、我は人殺の罪あれば、とても存命ベき身にもあらねば、これより直に都に登り、自ら市守に訴出でて其

罪に伏し、妙閑の囚はれを救はんと思ふなり。おん身と我とはたゞ夫婦の約をしあるまでなれば、他に嫁ぎ給ふとも誰か怪み誹謗べき、我に心を残し給はで、如何なる人の妻ともなり、身を全ふして天年を終へ給へ、この寶はおん身の家の重寶なれば、疾く持行き給へとありけるを、園女は聞くより伏沈み、聲のかぎり歎きしが、やゝありてこは難面ことを聞え給ふものかな、まだ巾擲はとらざれど、既に納采を受けたればおん身の妻なり。さるを異夫を持つて、不義の榮を貧るべき、まひて夫のつみせられんと行き給ふを、などやよそに看果てらるべき。奴家も市守の廳に出て、夫の罪に換らんことを訴へん。と思ひ込みたる光景を、忠兵衛さまへに諫むれば、園女なか／＼うち恨み自害すべく看えたるを、梅川慌忙くひきといめ、こは何事をかし給ふ。思ふ

に奴家があだなる心を悪しと思ひ、さはし給ふにや、しかおぼすは道理ながら、忠兵衛どのとなれまゐらせしには、ふかき縁故あれど、斯くなりては偏へに奴家よりして多くの人に浮目みするなれば、何ごとをも云はでとく覺悟にきはめ候ぞや、死すべきものは奴家なり、おん身はこれより忠兵衛殿と何方へも忍住み、夫婦とならせ給へかし。といふに、園女は頭をうちふり、などや人を恨みはべらん、おん身と忠兵衛殿との間は、奴家に納采を送り給はざるより前の妹脊なれば、是ぞ實の夫婦なり。さればいかにもして存命て、添いはて給ふぞ願はしけれと、互に死をぞ争へり。此時彦六二人を諫め、かゝる折からよしなきことを争ひ給はで、僕の言葉に隨ひ、忠兵衛どの、罪のゆりんことをはかり給へとありしかば、二人は喜びそは奈何なることにや、と



く聞えてよといそがし問へば、彦六言へりけるは、近頃東山殿の觸れ給ふは、世に少ななる名器を獻るものには、重き賞を賜らんとなり。さる事あるに此香爐あるこそ幸なれ、これを東山殿へ獻り、賞のかはり忠兵衛どの、命乞し給はゞ、必ずみゆるしあらん、園女主は此香爐の主なれば自ら獻り給へ、僕俱して都に登らん、忠三郎どの、忠兵衛どのと梅川主を孫右衛門どのに對面せさし給へ。とあるにみな感じ喜び、其はからひに隨ひ、既に立別れんとする時、園女、叔父蕭七が屍を捨置くに忍びずと、人々を頼み枯木を集めてこれを掩ひ、終に一ぺんの煙とし、其白骨を集めつゝ、都へ携へゆかんとす。忠兵衛、忠三郎の二人は敵ながらも、丑太が最期に善心となり、云聞えしこともあるを、不便のことにおもひ其屍をも茶毘の煙となしにけり。この

時既に天明になりしかば、互に後會を約しつ、忠三郎、忠兵衛、梅川を俱して、孫右衛門がもとにゆけば、彦六は園女を伴ひ、香爐と蕭七が白骨とを携へて都をさして上りけり。さてしも園女、彦六は程なく都に至りしかば、まづ蕭七がもとに行きて、白骨を出し桃尾にての體たらく詳に語り知らずに、渾家をはじめみな驚ろき嘆きけるが、斯くても果べきならねば、泣く其白骨を送葬りしつ、跡ねんごろに弔ひけり。園女彦六は彼香爐をもて、東山殿に獻りし處に兼て聞及び給ふ名器なればことなく御感ありて、いかならんことをも乞へ此賞に賜らんとありしかば、二人は喜び、忠兵衛が人殺の罪科をみゆるし給へと願聞ふるに、利を放れて主夫が罪を償はんとする志を憐れとは覺せど、制を破らんことの難ければ、まづ大内家にそのことを命せ下し

給ひしに、彼八右衛門ことはひさしきより私欲横領しつること、且盗人丑太が子なること死したる後、その家を點檢するに及びしりつれば、たとへ忠兵衛に失なはれずとも、殺すべきほどのものなり。また忠兵衛事は當家に久しく出入するものなれば、願はくは其罪をみゆるしあれと、彼家より命をありしかば、八右衛門を殺せる罪ゆりつべけれど、松山を殺せることいかにや。と鳥原の者を召して其こと尋問せさし給ふに、その時の體を見しと云ふ人ありて、松山自ら池に轉び落ちて死たるよしを、詳に聞えあげしかば、忠兵衛が殺さるること明白になり、やがて其罪科免許ありしが、妙閑が囚はれも免され、鳥原の娼家へは梅川が身價を下し給ひぬ。こは園女名器を獻しかど、其價を稟けざるをもて、斯くは沙汰し給ひけるとぞ。かゝれば妙閑をはじめ、

園女、彦六が喜び譬ふるにもものなく、ふかく感佩しつゝ三人うち連れ立ちて、大和國布留の、孫右衛門がもとに赴きけり。さて這裡には忠三郎二人を伴ひ、孫右衛門がもとに至り、夫婦に對面し、古の花、丑太に奪れ妓女となり、梅川と名乗り、忠兵衛に馴れせめしことよりして、寂巖が始末、丑太を討ちたる事、其外園女、妙閑、彦六等が事に至るまで、細やかに語り聞え、忠兵衛、梅川をひきあはすに夫婦は只是死したる人の蘇生つること、ちして、喜ことかぎりなし。こゝに忠三郎は母が墓に詣うで丑太を討ちしことを生きたる人に言ふごとく告げ聞え、悲嘆にくれつゝ母が靈を祭りぬ。さて人々は都の首尾はいかになりつるやと、その音問を待つ處に、忽ち妙閑、園女、彦六の三人打連れ來て、忠兵衛が罪科恩免ありしゆるよしを告ぐるに、忠兵衛は更

なり、孫右衛門夫婦、梅川、忠三郎等が喜び云ふべくもなし。此時孫右衛門、忠兵衛に對ひて言出でけるは、這回その命助かりしことは、偏へに園女の覆庇によれば、今より園女をもて正室とし、我女兒をば妾とも看給へかしと言へりけるを、園女すゝみ出でて云ふ。梅川君は、奴家より前に夫婦の語らひをなし給へば、何とて奴家正室たるべきと辭むを、梅川も共にこれをすゝめ、互に譲りてやまざりしを、彦六云へりけるは、御二人とも地藏尊を信じ給へば、彼御佛の御鬮を取りて定め給はんはいかにぞやとあるに、そは然るべくとやがて帶解寺へまふで、御鬮をとるに、梅川正室となるべきにあたりしかば、日を卜改めて婚縁を整ひけり。こゝに於て忠兵衛、梅川は取交したりし、撫牛と封じたるものを出し、忠兵衛云へりけるは、此牛の靈ありしこと數

回なれば、疎にすべきにあらず。それには似ず此封じたるものは、我身には二なき物と忠平が云ひ聞えしが、牛に劣りしこといと遠し、こはよしなきものにやあらんと、封をおしきり披き看るに、前の足利殿より父直兼に給ひたる御教書なり。その略にいふ、今回鎌倉の管領の翼として彼所に下すなり、今よりして彼を君とし給事すべし。たとへ、都に敵對するほどのことありて、その罪に伏すとも、子孫に於て夢と疎略あるべからず。後の證の爲この書を與へ置くもありしかば、斜ならず喜び人に語り、やがて東山殿へ御教書を奉り、忠兵衛おのれ直兼が子なることを聞え上げれば、かゝる證のあるからは捨置るべきにあらずと、大和國山邊郡において、三千貫の地を賜ひしかば、忠兵衛俄に武士となり、名も一色左近直道と名乗り、東山殿昵近の士

心なり、君の御覺も愛たく給仕し、さて彦六をば妙閑が子となさし、これを家宰にして家の事を司らしける。然るに梅川と園女と互に妬心なく、二人とも子ども數多出来、さて孫右衛門は忠三郎を子となして家を嗣がし、おのれ夫婦は世を楽しく老を養ひ、めでたく榮えける。かくなることも地藏尊の冥助によれりとて、多くの田園を寄附し、また彼撫牛は、梅川生涯身の守としつるとぞ。

漢書藝文志に曰く、小説出於稗官と、稗は稻に似て實細なり、稗官は世を治むるの官にはあらず、漢に稗官を立てしは、閭巷の風俗細碎の言を記さし、王者これを閲て、民の情を知り、世教の助とはしつるなり。後世正史にあらざるの書を、稗史と云ふことこれよりおこるなるべし。近世の小説、殆どこれに庶乎、諸子才にまかせ奇説珍話を編述すること數本にして、各勸懲の意を述べれば、童蒙を導くの梯楷ならん歟。予が茲に戲編するがときは、世にある所の稗史に比すべきにあらず、其意只書肆が責を防んことを要するのみにして、深く思を貯へざれば、勸懲の助あらずといへども、また淫奔の言を記さず、舊くより馬隸田夫等が膾炙することを、忠兵衛と、梅川とが事に翻案したる作り物語にして、婦女子の見易からんが爲に、俗言郷談をもて綴

あはせ、一場の茶話に換へんとするのみ。此書を見るの諸君子、事
齟齬に文の固陋なるをばみゆるし給へと、再びここに贅するにこそ。

文化六己巳春題獨醒書屋東窓下

歌醜陳人

忠兵衛梅川 古の花双紙 終
赤繩奇縁傳

昭和十一年一月十五日印刷

昭和十一年一月二十日發行

繪入葵文庫

定價金五拾錢

坪内 逍遙 鑑選

編譯兼 發行者 藤谷芳三郎
大阪市西區靱中通一丁目九番地

印刷所 西川印刷所
大阪市浪速區櫻川一丁目一〇五四

發行所

電話土佐堀三六一九
振替大阪二七八五

東京市神田區錦町一丁目九番地
大阪市西區靱中通一丁目九番地
藤谷崇文館

繪入葵文庫總目錄

10.	9.	8.	7.	6.	5.	4.	3.	2.	1.
常夏草紙	阿波之鳴門	旬殿實々記下	旬殿實々記上	古乃花双紙	八丈綺談	占夢南柯後記	三七全傳南柯夢	雙蝶記	松染情史秋七草
(お十郎夏清)	(お十郎兵衛弓)	(おしゆん兵衛傳)	(おしゆん兵衛傳)	(梅兵衛川)	(おこ三郎才)	(お七花半)	(三勝七半)	(あづ五郎餘)	(お久松)
勝川春亭書	柳亭種彦書	歌川馬廣書	歌川馬廣書	小枝繁書	蘭亭馬嵩書	葛飾北齋書	葛飾北齋書	山東京傳書	歌川馬廣書

終

